

旭川市水道局建設工事低価格落札取扱要領

旭川市水道局が発注する建設工事の請負契約（以下「建設工事」という。）において、工事のより適正な履行の確保及び建設業の健全な育成と発展を図るため、旭川市水道局建設工事等低入札価格調査要領又は旭川市水道局建設工事等最低制限価格制度実施要領に定める調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回って落札する場合の取扱いを次のように定める。

（対象建設工事）

第1条 対象建設工事は、予定価格が130万円を超えるもので調査基準価格を設定して入札を行う工事とする。

（調査基準価格を下回る入札の取扱い）

第2条 調査基準価格を下回って落札した者（構成員を同じくする共同企業体を含む。）が、その建設工事の履行が確認されるまでの間において調査基準価格を下回って入札を行った場合は、その者の入札を無効とする。

2 前項の規定は、調査基準価格を下回って落札された建設工事の履行が確認されるまでの間において、当該建設工事を落札した者（共同企業体にあつては、その代表者）又はその者を代表者とする共同企業体が調査基準価格を下回って入札を行った場合に準用する。

3 前2項にいう「建設工事の履行が確認されるまでの間」とは、調査基準価格を下回って落札したときから完成検査結果通知書の通知日までとする。

4 落札者の決定は、工事番号の順又は一般競争入札の公告若しくは指名競争入札の通知等で示す順で行う。ただし、保留とされたものを除く。

5 保留とされた入札がある場合は、保留とされた入札に参加した者が、その入札以降の入札で調査基準価格を下回る入札（無効とされた入札者の入札は除く。）を行った場合は、それらについても保留とする。

6 保留とされた入札の落札者を決定するにあつては、第4項に準じて行う。ただし、入札の日付が異なる場合は、保留の事由がなくなったものうち日付の早いものから決定する。

（入札参加者への周知）

第3条 この要領を適用するときは、一般競争入札の公告、指名競争入札の通知等、適宜の方法により周知するものとする。

（落札者への通知等）

第4条 調査基準価格を下回って落札した者に、その旨を知らせる。

2 調査基準価格を下回る入札があつた場合は、「建設工事等に係る入札及び契約の過程並びに関係規程等の公表方針」に準じ、調査基準価格を公表する。

(その他)

第5条 本要領の運用に必要な事項は別途定めるものとする。

附 則

- 1 本要領は、平成19年10月2日以後に公告する一般競争入札及び参加者を指名する指名競争入札から適用する。
- 2 平成19年10月2日より前に公告又は指名通知された入札において調査基準価格を下回って落札した建設工事は、当該試行要領の適用を受けない建設工事とする。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年11月1日から施行する。